

令和 4 年度京都市保健所運営方針取組結果等

1 医療衛生施策の推進

感染症や食中毒などの健康危機事案の拡大防止、「民泊」に対する通報等への対応や違法・不適正な「民泊」の根絶に向けた取組の推進など、本市の医療衛生施策について、関連する部署と密な連携を図り、市民の安全・安心の確保に向けた取組を推進していく。

主な関連施策・事業	令和 4 年度の取組結果及び 令和 5 年度の取組内容
新型コロナワクチン 接種	<p>【令和 4 年度の取組結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関での「個別接種」を基本とする接種体制を構築するとともに、地域で拠点となる医療機関や本市が公共施設等に開設する接種会場で「集団接種」を実施。 (令和 4 年度の主な接種) 令和 4 年 6 月から、60 歳以上の方や基礎疾患を有する方等を対象に、4 回目の追加接種を実施。 令和 4 年 9 月から、12 歳以上の方を対象に、オミクロン株対応ワクチンでの追加接種を実施。 令和 4 年 11 月から、乳幼児（生後 6 か月～4 歳）への初回接種を実施。 令和 5 年 3 月から、小児（5 歳～11 歳）を対象に、オミクロン株対応ワクチンでの追加接種を実施。 <p>(接種状況)</p> <p>オミクロン株対応ワクチン接種の接種率（令和 5 年 5 月 7 日時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体：39.02% 65 歳以上：71.59% <p>【令和 5 年度の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年度と同様、希望する全ての方が接種できる体制を確保し、重症化を減らすことを目的に接種を実施。 特に重症化リスクの高い方（65 歳以上の高齢者、5 歳～64 歳の基礎疾患のある方、医療従事者、高齢者施設等のスタッフ）を対象に、令和 5 年春夏に「令和 5 年春開始接種」を実施（令和 5 年 5 月 8 日～9 月 19 日）。 さらに、令和 5 年秋冬には、初回接種を完了した生後 6 か月以上の全ての方を対象に「令和 5 年秋開始接種」を実施（令和 5 年 9 月 20 日～令和 6 年 3 月 31 日）。
新型コロナウイルス 感染症対策	<p>【令和 4 年度の取組結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所に訪問診療の調整チームの設置、在宅療養の 24 時間医療管理体制の構築、自宅や施設への往診に係る協力医療機関等への協力金の交付、地区医師会等と連携した高齢者施設等新型コロナ医療コーディネートチームの市内 8 箇所の設置等、自宅や施設での療養

	<p>者に対する医療体制を充実。</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの医療機関が休診となる日曜・祝日や長期休暇期間において診療・営業に協力いただいた医療機関や薬局等に支援金を交付する等、診療・検査体制を拡充。 全庁を挙げた応援体制や「京都市新型コロナ陽性者フォローアップセンター」等の体制強化により、最大908名の保健所体制を構築。 <p>【令和5年度の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い医療機関による自律的な通常の対応となる5類移行後も、国方針の下、重症化リスクの高い方が多く生活されている高齢者施設等においては、感染防止対策や必要な医療・看護の提供など、引き続き必要な対策を実施。 外来や救急のひっ迫を回避するため、「きょうと新型コロナ医療相談センター」等の相談窓口を、引き続き設置。 <p>(（参考資料1）5類移行後の定点報告数と相談件数の推移)</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの新型コロナ対策の経験・取組をしっかりと活かし、京都市府や関係団体と連携し、今後想定される健康危機事案に平時から備えるための予防計画等を策定予定。
<p>HPVワクチンの予防接種勧奨再開</p>	<p>【令和4年度の取組結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準的な接種対象年齢に達していない小学6年生を除いた定期接種対象者（中1～高1相当）及びキャッチアップ接種対象者（平成9年度～17年度生）へ個別通知による接種勧奨を実施（送付件数：82,867件）。 令和4年8月から、積極的な接種勧奨の差控えにより接種機会を逃し、接種対象年齢経過後に自費で2価又は4価ワクチンを接種された方に対して、費用の償還払いを開始。 積極的な接種勧奨の差控えにより落ち込んだ接種率を向上させるため、個別通知に加えて、市民しんぶん、地下鉄駅でのポスター掲示をはじめ、HPVワクチン接種協力医療機関や府歯科医師会、府薬剤師会の御協力による市内歯科医院・薬局でのポスター掲出等、様々な媒体を通じて周知・啓発を実施。 令和4年度接種件数：14,935件 <p>【令和5年度の取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月1日から、9価ワクチンが定期接種化。 標準的な接種対象年齢に達していない小学6年生を除いた定期接種対象者（中1～高1相当）及びキャッチアップ接種対象者（平成9年度～18年度生）へ個別通知による接種勧奨を実施（送付件数：95,587件）。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9 価ワクチンの定期接種化に伴い、費用の償還払いについて、9 価を対象のワクチンに追加。 ・ 接種率を向上させるため個別通知に加えて、市民しんぶん、シティリビング・リビング京都への記事掲載を実施。また、市内の郵便局や市バス・地下鉄全車両でのポスター掲示をはじめ、HPV ワクチン接種協力医療機関や府歯科医師会、府薬剤師会の御協力による市内歯科医院・薬局でのポスター掲出等、様々な媒体を通じて周知・啓発を実施予定。
--	---

2 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進

平成30年3月に策定した「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」をはじめ、「京都市口腔保健推進実施計画『歯ッピー・スマイル京都』」や「健康長寿のまち・京都食育推進プラン」等の各分野別計画に基づき、「健康長寿のまち・京都」の実現に向け、京都ならではの地域力・文化力の強みを生かした健康づくりを、あらゆる施策の融合や、「健康長寿のまち・京都市民会議」をはじめとした関係機関、さらには地域住民と一丸となって推進する。

また、保健福祉センターでは、子ども・障害・高齢などの各分野や地域力推進室と横断的に連携し、各種団体・関係機関、地域住民との協働により、地域における健康づくり事業の取組を通じて、区役所・支所の独自性を生かした、市民が地域で自主的に健康づくりに取り組むまちづくりを推進する。

主な関連施策・事業	令和4年度の実績結果及び 令和5年度の実績内容
地域における健康づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら取り組んだ結果、実施回数1,379回、参加者数40,087名となった。 ・ 令和5年度においても、地域の健康課題に加え、全市の健康課題をふまえた重点取組項目（①糖尿病発症予防に向けた取組②禁煙支援③健（検）診の受診率向上）を定め、地域の特色に応じた取組を積極的に実施する。
健康長寿のまち・京都推進プロジェクト	<p>【健康ポイント事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度は、65歳以上を対象とした「いきいきシニアポイント」へと改称し、新たな健康ポイント事業に再編し、高齢者の通いの場への誘導などフレイル・介護予防を特に重視したものとした。（令和4年度応募件数：11,295件） ・ 令和5年度は、前年度に引き続きフレイル・介護予防を重視した事業を実施。また、継続した取組を推奨するため、主食、主菜、副菜がそろったバランスの良い食事等を継続して実施した際の「食育ポイント」

	<p>や「プラスせんぼ」（毎日の歩数を現状より1,000歩増やすこと）を継続して実施した際の「毎日ポイント」をボーナスポイントとして追加し、実施している。</p> <p>【健康づくり推進者表彰】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康長寿のまち・京都いきいきアワード2022」では、大賞4組、きょうと未来のキズナ賞1組、スタートアップ賞1組、奨励賞12組（計18組）を決定し、Zoomでの表彰式をYouTube Liveにて開催し、リーフレットを発行し健康づくりの先進・優良事例として市民周知を図った。 ・「健康長寿のまち・京都いきいきアワード2023」では、歩行に関連する取組を市民ぐるみで進めるため「プラスせんぼ賞」を新たに設けて募集を行った（きょうと未来のキズナ賞は廃止）。今後、表彰者を決定し、表彰式の開催及び健康づくりの先進、優良事例として市民周知を図る。
<p>フレイル対策事業（地域保健）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「運動」「栄養・口腔」「社会参加」の総合的なフレイル対策の推進を図るため、地域介護予防推進センターの関与のもと、高齢者が主体となって介護予防に取り組むグループ（以下、「自主グループ」という。）に、体力測定等を通じて自主グループの特徴を把握したうえで、管理栄養士による栄養に関する講話、歯科衛生士によるお口の体操指導、リハビリテーション専門職による運動方法に関する助言や各医療専門職による健康相談等の支援を全行政区で実施した。令和5年度は、引き続き、支援グループ数の拡大を図っていく。 ・令和4年度支援グループ数：46グループ（538人） ・令和5年9月末時点支援グループ数：35グループ（384人） <p>※ 令和5年度支援グループ数（計画）：96グループ</p>

3 母子保健の推進

母子保健の最大の強みは、妊娠前から始まり、妊娠期、出産前後、育児期に応じた体系的なサービスを、母子保健の特色である、すべての母子を対象とすることを前提としたポピュレーションアプローチの考え方に基づき展開していることである。

子どもはぐくみ室は、ポピュレーションアプローチを活かし、「子育て世代包括支援センター」として妊産婦や乳幼児・学童等の状況を継続的かつ包括的に把握し、地域の関係機関と連携しながらきめ細やかな子育て支援を提供するとともに「子ども家庭総合支援拠点」として、妊娠から18歳までのすべての妊婦や子ども、子育て家庭に対して、子どもの最善の利益や安全の確保に主眼をおいた支援を提供し、保健と福祉が融合したメリットを最大限に活かした、切れ目のない支援に取り組んでいる。

また、すべての妊産婦及び子どもの状況を継続的に把握できるポピュレーションアプローチのメリットを活かし、個々の家庭が抱える状況やニーズに「気づき」、継続的な支援等に早期に「つなぎ」、課題や困難を抱える子どもや子育て家庭への支援に展開していくことで、児童虐待の未然防止を推進している。

主な関連施策・事業	令和4年度の実績結果及び 令和5年度の実績内容
3歳児健康診査における屈折検査の導入	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの弱視を早期発見・早期治療につなげることは極めて重要であることから、客観的に子どもの弱視のリスクを判断することができるよう、3歳児健康診査において、令和4年7月から屈折検査を実施した（令和4年度屈折検査実施件数：6,709件）。令和5年度も引き続き実施する。
不妊に悩む方への支援の充実（地域保健）	<ul style="list-style-type: none"> 体外受精・顕微授精等は令和4年度から保険適用となり、年度をまたいで保険適用外で治療された方に対して経過措置として引き続き助成を実施（令和4年度助成件数：802件）。 府市協調で実施している一般不妊治療費助成制度において、新たに保険適用となる治療及び保険適用外（先進医療）の治療費を助成（令和4年度助成件数（拡充分のみ）：383件）。令和5年度も引き続き事業を実施する。
産後ケア事業における利用者負担の軽減（地域保健）	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は、国の制度拡充により、市民税非課税世帯（生活保護世帯含む）の利用料を全額無料とし、市民税課税世帯の利用料を、ショートステイ又はデイケアのどちらか1日分の利用料を半額とした（令和4年度実績：（市民税非課税世帯）ショートステイ192日、デイケア25日（市民税課税世帯）ショートステイ225日、デイケア12日。） 令和5年度は、国の制度拡充により、市民税非課税世帯（生活保護世帯含む）の利用料を全額無料とし、市民税課税世帯の利用料を、ショートステイ又はデイケアのどちらか1日分の利用料を半額とした（令和5年度実績：（市民税非課税世帯）ショートステイ192日、デイケア25日（市民税課税世帯）ショートステイ225日、デイケア12日。）

	<p>帯含む)については、令和4年度に引き続き、利用料を全額無料とし、市民税課税世帯については、ショートステイ又はデイケアの利用日のうち、最大5日までを上限として、利用料から1回当たり2,500円を減免する。</p>
<p>京都市医療ケア児等支援連携推進会議（地域保健）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末に本市独自の協議の場として保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関等から構成される「京都市医療的ケア児等支援連携推進会議」を設置した。令和4年度は2回会議を開催し、令和5年度においては1回会議を開催済み（令和5年度中に2回開催予定）。医療的ケア児等地域支援コーディネート事業の取組状況をはじめ、医療的ケア児が必要とする支援の提供について、協議の場において関係機関と情報連携等を行っている。

4 地域精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

平成30年3月に策定した「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）」（令和2年度末に第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画が終了することから、令和2年度に第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（令和3年度から令和5年度まで）を策定するとともに、本プランの中間見直しを実施）に基づき、障害のある人もない人も、全ての人が違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進することを基本方針に、障害のある人が生きがいや働きがいを持って、地域で自立して安心して生活できる共生社会の実現に向けて取り組む。

各区役所・支所障害保健福祉課では、3障害（身体・知的・精神）及び難病にかかる相談窓口として、保健と福祉の両面から広い視点での相談援助活動に取り組む。また、重複障害のある方等の援助対象者のニーズに応じて、障害福祉ケースワーカーと保健師が密に連携協力を図り、適切かつ細やかな対応に努める。

主な関連施策・事業	令和4年度の取組結果及び 令和5年度の取組内容
<p>自死遺族・自殺予防 こころの相談電話～き ょうこころほっ とでんわ～（継続）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土日祝日含む毎日24時間実施中。令和4年度10,624件。 ・令和5年度も継続実施中。 ・電話番号：075-321-5560